

伊勢市公報

第 358 号
令和2年10月5日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	2
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程	4
告 示	
○ 伊勢都市計画学校及び伊勢都市計画用途地域の変更について	6
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	7
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	9
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	10
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	11
○ 伊勢市公共汚水ます等設置要綱の一部を改正する告示	12
公 告	
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	15
上下水道事業公告	
○ 公共下水道事業受益者負担金の負担区の決定について	16

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 49 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則（令和 2 年伊勢市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 2 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月18日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第 13 号

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員就業規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表看護部の部 4 人工透析室に勤務する職員の項中

「

遅番	午後 1 時 15 分から 午後 10 時まで	1 時間とし、その時限は 業務の実情に応じて所属 長が定める。
----	----------------------------	---------------------------------------

を

」

「

遅番 (1)	午後 0 時 15 分から 午後 9 時まで	1 時間とし、その時限は 業務の実情に応じて所属 長が定める。
遅番 (2)	午後 1 時 15 分から 午後 10 時まで	1 時間とし、その時限は 業務の実情に応じて所属 長が定める。

に改める。

」

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 137 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画学校
伊勢都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 138 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 9 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 2 年 8 月 28 日 午後 5 時 30 分	伊勢市岩淵 2 丁目地内	1 台
〃	令和 2 年 9 月 2 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	7 台
〃	〃	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	5 台
〃	令和 2 年 9 月 2 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	22 台
〃	令和 2 年 9 月 2 日 午後 1 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	19 台
計			54 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、

伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和2年9月18日

伊勢市教育委員会
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和2年9月25日（金）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
議案第46号 奨学生の決定について
議案第47号 伊勢市社会教育委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱につ
いて

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 2 年 9 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 2 年 10 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
小俣町湯田の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 2 年 9 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
394	三浦設備	津市高茶屋小 森町 1401 番地 2	令和 2 年 9 月 9 日	令和 7 年 9 月 8 日

伊勢市公共汚水ます等設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業告示第27号

伊勢市公共汚水ます等設置要綱の一部を改正する告示

伊勢市公共汚水ます等設置要綱（平成17年伊勢市上下水道事業告示第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表の申請単位における公共汚水ます等設置個数は、」を「公共汚水ます等の設置個数は、1画地（一体利用が可能な土地をいう。以下同じ。）当たり」に改め、同項ただし書中「各処理区において別表」を「別表に定める区域において同表」に改め、同条第2項中「土地の所有者又は権利者（以下「所有者等」という。）から公共ます等の増設の申請があったときは、別表に定める条件により必要最小限の個数を設置する」を「土地の所有者又は権利者（以下「所有者等」という。）は、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の承認を得て、公共汚水ます等（必要最小限の個数に限る。）を増設する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定による公共汚水ます等の増設に係る費用は、所有者等が負担するものとする。

第5条第1項中「耕作地等のとき」を「耕作地等（以下「空地等」という。）のとき」に、「設置しない」を「、設置しない」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、空地等について、その利用状況の変更により、汚水の発生が予想され、公共汚水ます等の設置が必要であると認めるときは、所有者等の申請に基づき、市の負担において、公共汚水ます等を設置する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 2の表に定められた区域以外の区域

区域	個数
合併前の伊勢市の区域	1画地の面積が500㎡以上である場合は、 500㎡を超えるごとに1個
合併前の御菌村の区域	4個

2 第5期以降の事業計画（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画をいう。）において新たに定められた区域

個数
次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める個数
(1) 1画地の面積が500㎡以上である場合 500㎡を超えるごとに1個
(2) 1画地内に汚水の発生が予定される家屋が複数ある場合 家屋の数から1を控除した数に相当する個数（4個を上限とする。）
(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が公共汚水ます等の増設が必要であると認めた場合 管理者が必要と認めた個数

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

伊勢市公告第 66 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和 2 年 9 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市上下水道事業公告第4号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)第3条第1項の規定により公共下水道事業受益者負担金の負担区を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により公告します。

令和2年9月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 負担区の名称

第5負担区

2 負担区の種類

宇治浦田3丁目、桜木町、古市町、久世戸町、倭町、尾上町、岡本2丁目、岩淵3丁目、河崎3丁目、豊川町、浦口4丁目、二俣3丁目、二俣4丁目、辻久留2丁目、辻久留3丁目、中島1丁目、宮川1丁目、宮川2丁目、神田久志本町、神久1丁目、神久2丁目、神久3丁目、神久4丁目、神久5丁目、神久6丁目、黒瀬町、勢田町、藤里町、野村町、上地町、中村町、楠部町、二見町光の街の各一部

3 負担区的地積

354.6ha

下水道事業受益者負担金 負担区図

